

平成 27 年 4 月 15 日
教育委員会事務局
こども家庭部青少年課

平成 27 年度「練馬子ども議会」の開催について

1 平成 26 年度との変更点

- (1) 子ども議員の質問に区理事者が答弁する「本会議」形式から、子ども議員が区に政策提言発表する方式に変更する。
- (2) 机上学習に加え、新たに「体験教室」「地域調査」を実施する。
- (3) 活動日数を 1 日短縮して 4 日間とするが、活動時間は増やし、夏季休業中に集中的に活動できるようにする。

2 実施内容

(1) 開催期間

- ①学習会 平成 27 年 7 月 4 日（土）、7 月 23 日（木）、7 月 24 日（金） 【3 回】
- ②意見交換会 平成 27 年 8 月 3 日（月） 午前 10 時から正午
- ③政策提言発表 平成 27 年 8 月 3 日（月） 午後 2 時から 1 時間程度

(2) 開催場所

- ①政策提言発表 議場
- ②学習会および意見交換会 区役所会議室、多目的会議室

(3) 子ども議員

区立中学校及び国・都・私立中学校生徒 40～50 名程度

(4) 政策提言発表、意見交換会

- ① 政策提言発表
子ども議員が区に対して政策提言を行う。
- ② 意見交換会
子ども議員が、各グループの政策提言について、相互に意見交換を行う。

3 周知方法

区立中学校には校長会において、また区内所在の国・都・私立中学校については通知文により周知をする。その他、教育だより、区報、区ホームページにおいても周知をする。